

議案第 53 号

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 6 月 9 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 34 号)が平成 28 年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、必要な措置を講ずるため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

箱根町職員の給与に関する条例（昭和 32 年箱根町条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「標準的な」を削り、「町規則で定める」を「級別基準職務表（別表第 2）のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改める。

第 8 条第 2 項中「別表第 2」を「別表第 3」に改める。

別表第 2 を別表第 3 とし、別表第 1 の次に次の 1 表を加える。

別表第 2(第 3 条関係)

級別基準職務表

職務の級	基準となるべき職務
1 級	定型的な業務を行う職務
2 級	知識や経験を必要とする業務を行う職務
3 級	主任の職務
4 級	主査の職務
5 級	係長の職務
6 級	副課長又は出張所長の職務
7 級	課長の職務
8 級	部長の職務

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。